

食安輸発第0531003号
平成19年 5 月 3 1 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年5月23日付け食安輸発第0523001号）により実施しているところですが、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第206号）が本日公布され、これにより食品において「不検出」とされる農薬等の成分であるニトロフラン類が、ニトロフラゾン、ニトロフランチン、フラゾリドン及びフラルタドンとされたことから、同通知の別表1を下記のとおり改め、別添のとおりとしますので、御了知の上、輸入者への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品

- インド産養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- インドネシア産養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 台湾産養殖鰻及びその加工品
- 中国産鰻及びその加工品
- 中国産養殖フグ
- ベトナム産養殖鰻及びその加工品
- ベトナム産えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2. 検査の項目及び検査を受けることを命ずる具体的理由

ニトロフラン類を改め、それぞれニトロフランチン、フラゾリドン及びフラルタドンとすること。

なお、ニトロフランチン、フラゾリドン及びフラルタドンは、それぞれその代謝物である1-アミノヒダントイン、3-アミノ-2-オキサゾリドン及び3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンが分析対象である。